

(社)神奈川県建築士事務所協会

耐震診断・耐震改修マーク表示制度のご案内

(社)神奈川県建築士事務所協会では、建築物の耐震改修の促進を図るとともに、建築物の利用者が安心して利用できるよう、耐震改修を行い耐震基準に適合することとなった建築物について、その旨を表すマークを記載したプレートを表示することができる「(社)神奈川県建築士事務所協会耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を平成20年6月2日から始めましたので、ご活用されますようご案内します。

制度の概要

(1)適用対象区域

建築物の所在地が、県内のものであるもの

(2)対象となる建築物およびプレートが交付される建築物

本会の建築物耐震改修評価特別委員会において耐震診断の評価を取得し、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物

本会の建築物耐震改修評価特別委員会において耐震改修計画の評価を取得し、建築物耐震改修評価特別委員会から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受け、耐震改修工事が評価書に基づき適切に実施されたことが確認された建築物

(3)プレートの交付

プレートの交付は、建物所有者等の申請により行います。

(4)プレートの発行手数料等について

発行手数料 一部 10,000円

現場確認手数料 上記(2) に該当する建築物の場合は、
別途、建築物1棟 50,000円

(5)公表

プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、(社)神奈川県建築士事務所協会のホームページにおいて公表します。

公表する事項は、次のとおりです。

建築物名称、建築物の所在地、建築物の用途、建築物の所有者(法人にあっては、名称)、プレート交付年月日、交付番号



マーク(見本)

この制度の詳細については、次のホームページをご覧ください。

<http://www.j-kana.or.jp>

問い合わせ先

(社)神奈川県建築士事務所協会

〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル 電話 045-228-0755 FAX 045-212-3807

耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要領

平成20年 6月 2日制定
平成21年 8月 3日改定
社団法人 神奈川県建築士事務所協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱（以下「制度要綱」という。）第21条の規定に基づき、社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が耐震診断・耐震改修マーク表示制度を運用するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において特に定義しているものの他は、制度要綱第3条に規定する用語の定義による。

第2章 プレート交付申請者に対するプレートの交付

(プレート交付の対象建築物)

第3条 プレート交付の対象建築物は下記とする。

- (1) 本会の建築物耐震改修評価特別委員会において耐震診断の評価を取得し、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物
- (2) 本会の建築物耐震改修評価特別委員会において耐震改修計画の評価を取得し、建築物耐震改修評価特別委員会から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受け、耐震改修工事が評価書に基づき適切に実施されたことが確認された建築物

(プレート交付の申請者)

第4条 プレート交付の申請者は、第3条に規定する建築物の所有者又は管理者とする。

(プレート交付申請)

第5条 申請者は、プレート交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して本会にプレート交付を申請することができる。

- (1) 第3条（1）に該当する建築物 建築物耐震改修評価特別委員会が発行した当該建築物の耐震診断結果に係る評価書（評価

結果及び評価概要書を含む)の写し

- (2) 第3条(2)に該当する建築物 建築物耐震改修評価特別委員会が発行した当該建築物の耐震改修計画に係る評価書(評価結果及び評価概要書を含む)の写し及び適切な工事が実施されたことを確認できる書類
(第1-2号様式)

(交付審査)

- 第6条** 本会は、前条の申請を受理した場合には、申請書に不備等がないことを確認の上、プレート交付決定書(第2号様式)を申請者に交付する。
- 2 前条(2)の場合においては、適切な施工が行われたことを関係者立会いのもとに本会が必要な調査を行い確認するものとする。

(プレートの交付)

- 第7条** 本会は、プレート交付決定書とともに、申請者にプレートを交付する。

(プレートに記載する事項)

- 第8条** プレートに記載する事項は次の事項とする。

- (1) 建築物名称
(2) 所在地
(3) 交付番号 プレート交付者番号-プレート交付年の西暦の下2桁-建築物の所在する都道府県番号(JISコードによる。)-プレート交付の通し番号
(4) 交付年月日
(5) 交付者 社団法人神奈川県建築士事務所協会

(手数料)

- 第9条** 申請者は、プレートの交付にあたっては、(1)に定める発行手数料を支払うものとする。
- なお、第3条(2)に該当する建築物については、発行手数料の他に第6条第2項に基づく調査確認費用として(2)に定める現場確認手数料を支払うものとする。

- (1) 発行手数料 一部 10,000円
(2) 現場確認手数料 建築物1棟 50,000円

- 2 第1項に基づく手数料は、いかなる理由があるも返還しない。

(公表)

第10条 プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、本会のホームページ等に公表するものとする。

2 公表する事項は、申請者の同意を得た次の事項とする。

- (1) 建築物名称
- (2) 建築物の所在地
- (3) 建築物の用途
- (4) 建築物の所有者（法人にあつては、名称）
- (5) プレート交付年月日
- (6) 交付番号

第3章 プレート交付者の登録及びプレートの申込

(耐震改修支援センターへプレート交付者としての登録)

第11条 本会は、耐震改修支援センターに対し、プレート交付者としての登録をプレート交付者登録書（第3号様式）により行うものとする。

(耐震改修支援センターへのプレート提供の申込)

第12条 本会は、耐震改修支援センターにプレートの提供をプレート提供申込書（第4号様式）により申し込むものとする。

第4章 その他

(耐震診断・耐震改修マークの普及)

第13条 本会は、本制度の普及促進に努めるとともに、耐震診断・耐震改修マークについても印刷物に記載する等普及に努めるものとする。

(その他)

第14条 この運営要領に定めるもののほか、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運営事務に関し必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この要領は、平成20年 6月 2日から施行する。

この要領は、平成21年 8月 3日から施行する。

耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱

財団法人 日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター
既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会

(目的)

第1条 本制度は、昭和56年以前に建築された多数の者が利用する等の建築物について、耐震診断、又は、耐震改修を行った結果、当該建築物が、現行の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)に基づく耐震診断の指針又は建築基準法に基づく耐震基準に適合することが確認できた場合に、その旨を表すマーク(以下「マーク」という。)を記載したプレートを用いてその旨を当該建築物等に表示し建築物利用者等に情報提供することにより、建築物所有者・管理者の耐震安全意識向上を図るとともに耐震改修を促進し、さらに地震発生時における建築物利用者等の的確な対応を可能とすることを目的とする。

(制度の名称)

第2条 本制度は、「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」と称する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震改修支援センター (財)日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターをいう。
- 二 ネットワーク委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会をいう。
- 三 特定行政庁 建築基準法における特定行政庁をいう。
- 四 所管行政庁 耐震改修促進法における所管行政庁をいう。
- 五 耐震判定団体 ネットワーク委員会に加入し耐震判定委員会等(以下「耐震判定委員会」という。)を設け所管行政庁の指導に基づいて耐震診断・耐震改修計画の判定・評定(以下「判定」という。)を行っている公益法人等の団体をいう。
- 六 指定確認検査機関 建築基準法における指定確認検査機関をいう。

(本制度の対象とする建築物)

第4条 本制度の対象とする建築物は、昭和56年以前に旧耐震基準により建築された建築物で以下の用途・規模のものとする。

- (1) 耐震改修促進法に定める特定建築物に該当する用途、規模であるもの(別添参考資料)
- (2) 分譲の共同住宅で、階数が3以上かつ延べ床面積1000㎡以上であるもの

2 対象建築物は、本制度の普及状況及び社会情勢等を勘案して、随時見直すものとする。

3 第10条のプレート交付者は、第21条の運営要領に特に定めた場合は、本条に規定する建築物以外の建築物を本制度の対象とし、又は本条に規定する建築物の一部を除外とするこ

とができる。

(マークの作成)

第5条 マークの作成は、耐震改修支援センター及びネットワーク委員会が行う。

2 マークは商標登録を行うものとする。

(プレートの作成者及び提供)

第6条 耐震改修支援センターは、統一的な利用の推進を図るために、マークの入ったプレートを作成するものとし、プレートの交付者に提供するものとする。

(プレートの様式)

第7条 プレートの様式は別記による。

(プレートの交付の対象となる建築物)

第8条 プレートの交付の対象となる建築物は、第4条において本制度の対象とした建築物のうち、以下の確認等が行われたものとする。

- (1) 耐震判定団体が行う既存建築物の耐震診断の判定を取得し、耐震判定団体から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物
- (2) イ. 所管行政庁において耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定を受けた後、所管行政庁から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物
- ロ. 既存建築物の耐震改修を建築基準法による建築確認を受けて実施し、完了検査が行われ、検査済証の交付を受けた建築物
- ハ. 耐震判定団体が行う既存建築物の耐震診断・耐震改修計画の判定を取得し、耐震判定団体から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物

(プレートの交付の申請者)

第9条 プレートの交付の申請者は、前条の確認等が行われた建築物の所有者又は管理者でプレートの交付を希望する者とし、同条の確認等に係る判定書、検査済証等を添付してプレート交付者に申請するものとする。

(プレート交付者)

第10条 プレート交付者は、第8条で建築物の耐震性が現行の耐震基準に適合することを確認した以下の者とする。

- 一 特定行政庁
- 二 所管行政庁
- 三 耐震判定団体

四 ネットワーク委員会に加入している指定確認検査機関

五 耐震改修支援センター（但し、ネットワーク委員会に加入していない指定確認検査機関による第8条(2)ロの確認等が行われた建築物の所有者又は管理者からプレートの交付の希望があった場合に限る。）

2 都道府県内において、プレートの交付を統一的行なおうとする場合は、前項によらず、関係するプレート交付者間で協議を行い、合意されたプレート交付者がプレートを交付できるものとする。

(プレートの交付)

第11条 プレート交付者は、プレートの交付時に、プレートにプレート交付者名、交付年月日、建築物名称及び交付番号を記載して申請者に交付するものとする。

(プレートの交付に係る費用負担)

第12条 プレートの交付者は、プレートの交付時に、申請者にプレートの交付に係る費用の負担を求めることができるものとする。

(プレートの建築物への表示等)

第13条 プレートの交付を受けた者は、プレートを当該建築物に表示することができる。また、プレートの交付を受けたことを、当該建築物のホームページ又は印刷物に掲載することができるものとする。

(プレートの有効期間)

第14条 プレートの有効期間は、原則として定めない。

(建築物の改変の際の交付申請)

第15条 プレートの交付を受けた建築物が増改築等耐震性に関する改変等を行う場合には、改めて交付者に交付を申請しなければならない。この場合の交付の申請手続き等は前条までと同様とする。

(マークの使用)

第16条 耐震診断・耐震改修推進のため、特定行政庁、所管行政庁又は耐震判定団体は、マークを本制度以外に印刷物等に使用することができる。この場合使用者はネットワーク委員会に使用の目的及び方法等を報告するものとする。

(報告及び調査)

第17条 プレート交付者は、プレートの交付に関して必要があると認めるときは、交付を受けた者に対し、報告又は資料の提出を求め、又はこれらの者の承諾を得て現地調査を行うことができる。

(交付の取消し)

第18条 プレート交付者は、プレートの交付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、その交付を取り消すことができる。

- (1) 申請者が交付の取消しを申請した場合。
- (2) 偽りその他不正な手段によりプレートの交付を受けたことが判明した場合。
- (3) 当該建築物が耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合。
- (4) 正当な理由が無く、第17条による報告、資料の提出及び調査を拒否した場合。
- (5) プレートの運用にあたって不誠実な行為を行った場合。

(守秘義務)

第19条 プレート交付者その他プレートの交付に関係した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、申請者の了解を得た場合を除く。

(普及促進)

第20条 耐震改修支援センター、ネットワーク委員会は、建築物の耐震診断・耐震改修の促進、マーク・プレートの普及・啓発に関し、国、特定行政庁及び所管行政庁の協力を得るとともに必要な措置を講ずるものとする。

(プレート交付者の運営要領)

第21条 プレート交付者は、本制度の運用にあたり、必要により本制度要綱を参考に運営要領を定めることができるものとし、ネットワーク委員会に届けるものとする。(い)

附則

- 1 本要綱は、平成20年2月13日から施行する。
- 2 本要綱施行前に第8条による確認等が行われた建築物については、申請者から申請があった場合は本制度の対象とする。

附則(い)

- 1 本要綱は、平成20年7月4日から施行する。

別記

プレートの様式

大きさはA4判(縦297mm×横210mm)とする。

耐震改修支援センターは、交付者名、交付年月日、建築物名称及び交付番号は空欄のプレートを作成し、プレート交付者が記載するものとする。ただし、本要綱制定前に既にプレートを発行していたプレート交付者が運営要領に特に定めた場合は、発行日及び交付番号等の該当建物を特定するために記載する事項並びにプレートの大きさ等については運営要領によることのできるものとする。(い)

	
耐震診断／耐震改修済建築物	
<small>財団法人 日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会</small>	
<p>この建築物は、昭和56年以前に建築されたものですが、耐震診断、 又は、耐震改修の結果、現行の耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針 又は建築基準法に基づく耐震基準に適合している建築物です。</p>	
交 付 者 名	印
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
建築物名称/所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇ビル/〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇
交付番号	〇〇〇〇〇

プレートの様式 A4判の例

別添参考資料

耐震改修促進法における特定建築物一覧

用途		特定建築物の規模要件
学校	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程 盲学校，聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 * 屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場，スケート場，水泳場その他これら に類する運動施設		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
病院，診療所		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
劇場，観覧場，映画館，演芸場		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
集会場，公会堂		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
展示場		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
卸売市場		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店 舗		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
ホテル，旅館		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。），寄宿舎，下宿		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
事務所		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム，老人短期入所施設，身体障害者福祉 ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福 祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ1,000㎡以上
幼稚園，保育所		階数 2 以上かつ500㎡以上
博物館，美術館，図書館		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
遊技場		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
公衆浴場		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダ ンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類 するサービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物を除く）		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を 構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供す るもの		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は 駐車のための施設		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
郵便局，保健所，税務署その他これに類する公益 上必要な建築物		階数 3 以上かつ1,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物 を貯蔵，処理する全ての建築物
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接 する道路の通行を妨げ，多数の者の円滑な避難を 困難とするおそれがあり，その敷地が都道府県耐 震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物